

提 供 年 月 日	令和 5 年 4 月 20 日
担 当 部 課	健康福祉部子育て家庭支援課
担 当 者	橋
連絡先電話番号	077-587-6884（内線 2339）

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について」

令和 5 年 3 月 22 日に開催された政府の「物価・賃金・生活総合対策本部」の会合において、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童一人当たり 5 万円の特別給付金を支給する」ことが決定されました。このことから、本市においても、速やかな給付の開始を進めるため、補正による予算措置を行うものです。

【 野洲市の子育て世帯生活支援特別給付金 概要 】

	低所得のひとり親世帯			その他低所得の子育て世帯	
対象児童	令和 5 年 3 月現在で18歳に達する以後の最初の 3 月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）				
支給対象者	① 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者	② 公的年金等受給で児童扶養手当の支給を受けていない者	③ 食費等の物価高騰等の影響により家計が急変し、児童扶養手当の対象となる水準の収入に下がった者	④ 令和 4 年度「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した世帯等（児童手当又は特児受給者、対象児童の養育者のうち令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者、家計急変者）	⑤ 食費等の物価高騰等の影響により家計が急変し、住民税非課税相当の収入に下がった者
申 請	不 要	必 要	必 要	不 要	必 要
支給時期	5 /26予定	6 月以降	6 月以降	5 /26予定	6 月以降
給付額	児童 1 人当たり一律 5 万円				
費 用	全額国庫負担（10/10） ※事務費も全額国庫負担				
予算額 （事業費）	30, 000千円（児童数 600人） [R4…28, 300千円（児童数 566人）]			27, 500千円（児童数 550人） [R4…29, 950千円（児童数 599人）]	
（事務費）	1, 640千円 [R4…1, 650千円]			3, 648千円 [R4…3, 787千円]	
<R4実績>	※下記のとおり				
対象受給者数	279人	4人	31人	222人	24人
対象児童数	407人	8人	54人	393人	28人
支給額	23, 450千円			21, 050千円	

①及び④については、対象者を特定し、対象となる世帯に順次確認書を送付します。それ以外の世帯については、広報等により周知を行い、申請いただきます。